

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 3 月 2 日

【会社名】 クレディ・スイス・エイ・ジー
(Credit Suisse AG)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター
クリスチャン・シュミット
(Christian Schmid, Managing Director)

【本店の所在の場所】 スイス チューリッヒ CH-8001 パラデプラッツ 8 番地
私書箱 1 号
(Paradeplatz 8, Postfach 1, CH-8001 Zurich Switzerland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 石 塚 重 臣
弁護士 野 原 新 平
弁護士 加 藤 孝 英

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【届出の対象とした売出
有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした売出金額】 10億円（予定）

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

| 銘 柄 | クレディ・スイス・エイ・ジー 2016年3月31日満期 早期償還条項/他社株転換条項 付 円建社債（三菱重工業株式会社） （以下「本社債」という。）（注1） | | |
|---------------------------------|---|---------|--------------|
| 売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額 | 10億円（予定）（注2） | 売出価額の総額 | 10億円（予定）（注2） |
| 記名・無記名の別 | 無記名式 | 各社債の金額 | 100万円 |
| 償還期限 | 2016年3月31日（以下「満期償還日」という。）（注3） | | |
| 利率 | 年率6.00% | | |
| 売出しに係る社債の 所有者の住所 及び氏名又は名称 | 今村証券株式会社 （以下「売出人」という。） 石川県金沢市十間町25番地 | | |
| 利払日 | 2015年6月30日、2015年9月30日、2015年12月30日及び2016年3月31日（以下、それぞれ「利払日」という。）。利払日が営業日（以下に定義する。）でない場合、支払われるべき利息額の計算に関して利払日が調整されることはなく、支払を行う目的に限り、修正翌営業日調整（以下に定義する。）に従った調整が行われる。 | | |
| 摘要 | (1) 早期償還 早期償還判定日の終値が早期償還判定価格以上であると計算代理人によって決定された場合、各本社債は直後の利払日に直ちに償還される。下記の「2 売出しの条件 - 社債の要項の概要 - 4. 償還及び買入 - 4.2. 償還対象株式の価格による早期償還」を参照のこと。（注4）（注5） (2) 信用格付 本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。 (3) その他 本社債に適用されるその他の条件については「社債の要項の概要」を参照のこと。 | | |

（注1）本社債は、社債等の発行に関するクレディ・スイス・エイ・ジー（ロンドン支店を通じて行為する。以下「発行会社」という。）の2014年7月8日付ストラクチャード・プロダクツ・プログラム（以下「本プログラム」という。）に基づき発行会社によって2015年3月30日（以下「発行日」という。）に発行され、ユーロ市場において販売され、クレディ・スイス・インターナショナルによって引き受けられる。本社債はいずれの証券取引所にも上場される予定はない。

（注2）日本における売出券面額の総額及び売出価額の総額はユーロ市場で発行される本社債の額面総額と同額である。本社債の額面総額は、本社債の需要状況を勘案した上で決定される。なお、最終的に決定される売出券面額の総額及び売出価額の総額は、需要状況次第で、上記の金額と大きく相違する可能性がある。

（注3）満期償還日が営業日でない場合には、当該満期償還日は修正翌営業日調整に従った調整が行われる。

（注4）本社債の満期償還は、満期償還日において、下記「2 売出しの条件 - 社債の要項の概要 - 4. 償還及び買入 - 4.1. 満期償還」に従い、額面金額の支払、又は交付株式数の償還対象株式の交付及び現金調整額の支払（もしあれば）をもって行われる。

(注5) 満期償還日前のその他の償還については、下記の「2 売出しの条件 - 社債の要項の概要 - 4. 償還及び買入 - 4.1. (7) 特別事由」、「2 売出しの条件 - 社債の要項の概要 - 4. 償還及び買入 - 4.3. 違法事由による償還」、「2 売出しの条件 - 社債の要項の概要 - 4. 償還及び買入 - 4.6. 追加的混乱事由」及び「2 売出しの条件 - 社債の要項の概要 - 7. 債務不履行事由」を参照のこと。

2【売出しの条件】

| 売出価格 | 申込期間 | 申込単位 | 申込証拠金 | 申込受付場所 |
|-----------------------|-----------------------|---------------|-------|-----------------------|
| 額面金額の100.00% | 2015年3月26日から同年3月30日まで | 額面金額 100万円 | なし | 売出人の日本における 本店及び各支店 |
| 売出しの委託を受けた者の住所、氏名又は名称 | | 売出しの委託契約の内容 | | |
| 該当事項なし | | 該当事項なし | | |

摘要

- (1) 本社債の日本における受渡期日は、2015年3月31日である。
- (2) 本社債のすべての申込人は2015年3月31日に売出価格を日本円にて支払う。
- (3) 償還対象株式発行会社の新たな継続開示書類の提出を知った場合、又はその他の一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日及び発行日及び満期償還日を概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。
- (4) 本社債の申込み及び払込みは本社債の申込人と売出人の間で締結される「外国証券取引口座約款」に従ってなされる。当該契約を締結していない申込人は当該契約を締結しなければならない。外国証券取引口座を通じて本社債を購入する場合、外国証券取引口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。
- (5) 本社債は1933年合衆国証券法(以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後も登録される予定はない。また、合衆国証券法及び適用のある州証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

リスク要因及びその他の留意点

本社債への投資は、下記に要約された元本リスク及び信用リスク等の一定のリスクを伴う。本社債への投資を検討される方は、元本リスク及びその他の関連リスク等に関する事項に関する金融商品についての知識又は経験を有すべきである。投資を検討される方は、本社債のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報及び本社債に関する情報に照らし、本社債が投資にふさわしいか否かを自己の顧問と慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。但し、以下の記載は本社債に関する全てのリスクを完全に網羅することを意図したものであるのではない。

下記に記載する若しくはその他の1つ又は複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本社債の満期償還金額(以下に定義する。)又は売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

なお、別途明記されない限り、本リスク要因及びその他の留意点中に使用される用語の定義については下記「社債の要項の概要 17. 定義」の各項に規定される定義を参照のこと。

発行会社及び償還対象株式発行会社の信用度に関するリスク

本社債は、発行会社の無担保の一般債務である。本社債権者は、発行会社の信用リスクにさらされている。発行会社の債務不履行、信用格付の引き下げ又は支払能力の低下により、本社債は悪影響を受ける。

発行会社の収益性は世界的な経済状態の変化、インフレ、金利/為替レート、キャピタルリスク、流動性リスク、市場リスク、信用リスク、予想と評価によるリスク、オフバランスシート企業に関するリスク、クロスボーダー及び外国為替リスク、オペレーショナルリスク、法律及び規制リスク並びに競争リスクなどにより影響を受ける。これらのリスク要因は、本社債に関連する、発行会社の債務を履行する能力に影響を与えるマーケットリスクを評価する上で、本社債にとって重要なリスク要因である。

発行会社の財務状況の悪化などにより発行会社が本社債の利息又は償還金額を支払わず、又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り、又は投資元本を割り込むことがある。また、本社債の償還が交付株式数の償還対象株式の交付及び現金調整額の支払(もしあれば)により行われる場合、償還対象株式発行会社の信用低下により、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがある。

元本リスク

各本社債の満期における償還は、ロックイン事由が発生した場合、原則として、交付株式数の償還対象株式の交付及び現金調整額の支払(もしあれば)をもって行われる。かかる場合、本社債について交付日に受領される財産的価値は、償還対象株式の株価により直接影響を受けることから、償還対象株式の株価によっては当初投資された元本金額を下回り、償還対象株式発行会社につき破産手続が開始された場合などに最小価値で0(ゼロ)となる可能性がある。

配当

各本社債の償還が交付株式数の償還対象株式の交付及び現金調整額の支払(もしあれば)によりなされた場合においても、その交付前に支払われた償還対象株式に係る配当が支払われることはない。したがって、本社債の投資利回りも、償還対象株式を保有した場合の投資利回りとは異なる。

流通市場の欠如

本社債を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行会社、売出人及びそれらの関連会社は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図しておらず、本社債を買い取る義務も負わない。また、たとえ流動性があったとしても、本社債権者は、償還対象株式の株価、円金利市場及び発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、満

期償還日前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本社債に投資することを予定している投資家は、満期償還日まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本社債に投資されたい。

発行価格は本社債の市場価値を上回る場合がある

本社債の発行価格は、発行日現在の本社債の市場価値を上回る場合があり、売主又は他者が流通市場での取引を通じて本社債を購入することを希望する場合の価格(もしあれば)を上回る場合がある。特に、本社債の発行価格は、本社債の発行及び販売に関する手数料並びに本社債に基づく発行会社の債務をヘッジするための金額が考慮されている。

早期償還リスク

本社債は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの利払日に本社債の額面金額で償還されることがある。本社債が満期償還日より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日(いずれも当日を含まない。)までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる早期償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。このため早期償還により、投資家は当初期待した利回りを得られない可能性がある。さらに、かかる償還額を再投資した場合に、投資家は、かかる早期償還がなされない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

投資利回りが同じ程度の期間を有する類似の社債の投資利回りより低くなるリスク(機会費用損失リスク)

本社債の満期償還日又は早期償還の日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありえる。また、仮に本社債と償還期限が同じで早期償還条項の適用のない、発行会社の類似の非劣後社債を投資家が購入した場合、本社債の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本社債に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

本社債の価格に影響を与える市場活動

発行会社、売出人又はそれらの関連会社は、通常業務の一環として、自己勘定又は顧客勘定で株式現物、先物及びオプション市場での取引を定期的に行うことができる。発行会社、売出人及びそれらの関係会社は、法規制上問題のない範囲で、株式現物、先物又はオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポージャー及びオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整(増減)することがある。かかる取引、ヘッジ活動及びヘッジ活動の中止は、マーケットに影響を与える可能性があり、その影響を通じて、償還対象株式の株価及びその予想変動率に影響を与える可能性があり、また、その影響を通じて、当初価格、償還の方法及び本社債の中途売却価格に影響を及ぼす可能性がある。

受渡リスク

本社債の満期償還は、交付株式数の償還対象株式の交付及び現金調整額の支払(もしあれば)により行われる場合があるが、発行会社は、本社債の償還のため必要となる可能性のある償還対象株式を現在確保していない。このため、償還対象株式の流動性が低い場合には、株式市場から償還に必要な株式が迅速に調達できずに、本社債の償還に支障が生じることもあり得る。また、受渡混乱事由の発生により、その受渡決済ができない場合があり得る。

中途売却価格に影響する要因

上記「流通市場の欠如」において記述したように、本社債の償還前の売却はできない場合がある。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受ける。

本社債の満期償還金額は本書記載の条件により決定されるが、満期償還日前の本社債の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響する。以下

に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価格への影響を例示した。

償還対象株式の価格

一般的に、償還対象株式の株価の下落は本社債の価値に悪影響を与えると予想され、また、償還対象株式の株価の上昇は、本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

償還対象株式の価格の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度の基準を表わす。一般的に、償還対象株式の株価の予想変動率の上昇は本社債の価値に悪影響を与え、予想変動率の下落は本社債の価値に良い影響を及ぼす。しかし、かかる影響の度合いは償還対象株式の株価水準や本社債の償還日までの期間によって変動する。

配当利回りと保有コスト

償還対象株式の配当利回りの上昇、あるいは株式保有コストの下落は、本社債の価値を下落させる方向に作用し、逆に償還対象株式の配当利回りの下落、あるいは株式保有コストの上昇は、本社債の価値を上昇させる方向に作用すると予想される。

金利

一般的に、円金利が上昇すると本社債の価値に悪影響を与える。円金利が下落すると本社債の価値に良い影響を及ぼす。但し、かかる影響の度合いは、償還対象株式の株価水準や本社債の満期償還日までの期間によって変動する。

発行会社の格付

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

償還対象株式発行会社の情報開示

本社債の発行会社、売出人、それらの関連会社及びユーロ市場における引受人は、償還対象株式発行会社の開示された企業情報に関し独自の調査を行っておらず、その正確性及び完全性について何ら保証するものではない。償還対象株式発行会社による企業情報開示に虚偽記載等があった場合には、償還対象株式の株価の下落につながる可能性があり、本社債の財産的価値の下落にもつながる可能性がある。

本社債に基づく計算及び決定

本社債に関する計算及び決定を行う上で、本社債権者、発行会社及び計算代理人の間で利害が対立する場合がある。本要項に別段の定めがある場合を除き、計算代理人は誠意をもって、商業的に合理的な方法で行動することが要求されているが、投資家に対する代理又は信託の義務はなく、受託者としての義務も負っていない。特に計算代理人、発行会社及びその関連会社は、他の立場（他の契約上の関係や活動等）で利害関係を有することがある。計算代理人の決定が本社債の価値に悪影響を与える可能性があることを、本社債の購入を検討中の投資家は認識すべきである。

租 税

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。

投資家は、上記のリスク要因の1つが及ぼす影響により、他の要因に帰すべき本社債の取引価値の変動が、一部又は全部相殺されることがあることを理解すべきである。

本社債の購入を検討中の投資家は、その個別の事情に本社債が適合するか否かを慎重に考慮した後に限り、投資の決定を行うべきである。

社債の要項の概要

本社債は、発行会社、クレディ・スイス・インターナショナル、財務代理人兼支払代理人としてロンドン支店を通じて行為するザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン及び契約中に記載の他の支払代理人との間で締結された2014年7月3日付の代理契約(その後の修正、再表示又は補足を含み、以下「代理契約」という。)並びに発行会社が発行する社債に関して締結した2014年7月3日付の約款捺印証書(発行日現在の修正又は補足を含み、以下「CS捺印証書」という。)に従って発行される。

以下においては、該当する時点での財務代理人、計算代理人及び支払代理人(もしあれば)をそれぞれ「財務代理人」、「計算代理人」及び「支払代理人」といい、財務代理人、計算代理人及び支払代理人を総称して「諸代理人」という。

その時々における本社債の所有者(以下「本社債権者」という。)は、適用される代理契約のすべての規定について通知を受けているものとみなされる。代理契約及びCS捺印証書の写しは、本社債が発行されている期間中は、支払代理人の指定された事務所において、通常の営業時間の間、閲覧に供される。

以下の社債の要項(以下「本要項」という。)は、本社債に適用される本プログラムの条項である。

1. 様式、額面及び所有権

本社債は無記名式で発行され(以下「無記名式社債券」という。)額面金額は1,000,000円に相当する金額とする。無記名式社債券は無記名式大券(以下「大券」という。)に表章される。確定無記名式社債券は発行されない。大券の所有権は交付により移転する。正当な管轄権を有する裁判所により命令された場合又は法律により別途要求された場合を除き、あらゆる社債券の所有者は、かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず、あらゆる目的上その完全な所有者とみなされ、そのように扱われ、いかなる者も所有者をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本社債がユーロクリア・バンク・S.A./N.V.(以下「ユーロクリア」という。)及びクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム(以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。)(以下それぞれ「決済システム」という。)によって所持又はこれらの者のために所持されている大券により表章されている場合、特定の額面金額の当該本社債権者として該当する決済システムの記録に表示されている各者(別の決済システムの名簿に記載されている限度で当該決済システムを除く。)(明らかな誤りがある場合を除き、ある者の勘定として当該証券の額面金額について該当する決済システムが発行した証書又はその他の書類がすべての目的において、最終的かつ拘束力のある証拠となる。)は、当該本社債の当該額面金額又は利息(もしあれば)の支払についての権利を除くすべての目的において、発行会社及び各代理人によって当該本社債の当該額面金額についての所有者として扱われる。当該額面金額又は利息の支払についての権利は、発行会社及び諸代理人に対して、当該本社債を持参した者に対してのみ与えられる。決済システムによって又はこれらの者のために所持される本社債についての権利は、当該時点で適用される決済システムの規則及び手続に従ってのみ譲渡することができる。本社債はユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの代理の共通預託機関に寄託することができる。

決済システムに言及した場合には、文脈上認められる場合には、発行会社が認めた追加又は代替の決済システムへの言及を含むものとみなされる。

2. 本社債の地位

本社債は発行会社の非劣後かつ無担保の債務であり、本社債の間に優劣はなく、また発行会社が随時発行する他の非劣後かつ無担保の債務と同順位かつ同等である。

3. 利息

3.1. 固定利息

本社債には2015年3月31日(以下「利息開始日」という。)(当日を含む。)から満期償還日(当日を含まない。)までの期間について、(以下に定める早期償還の対象とならない限り)額面金額に対して年6.00%の利息が付される。当該利息は、利息開始日又は直前の利払日のいずれか該当する日(いずれも当日を含む。)から翌利払日(当日を含まない。)までの期間(それぞれ「利息期間」という。)について、2015年6月30日、2015年9月30日、2015年12月30日及び2016年3月31日に四半期分を後払いする。各利払日について、額面金額当たり15,000円の利息が支払われるものとする。

利払日が営業日でない場合、支払われるべき利息額の計算に関して利払日が調整されることはなく、支払を行う目的に限り、修正翌営業日調整に従った調整が行われる。

利息期間以外のすべての期間について、各社債券について支払われるべき利息を計算する必要がある場合には、その利息の額は、各本社債券の額面金額に上記利率を適用し、その積に下記の算式に基づき当該期間(以下「計算期間」という。)の日数を360で除して算出される商を乗ずることにより計算される。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。但し、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。但し、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

但し、上記の計算において、すべての数字は有効数字7桁まで四捨五入され、当該期間の日数は、当該期間の初日(当日を含む。)から当該期間の末日(当日を含まない。)までを計算する。また、かかる計算によって算出されるすべての円貨額は、1円未満を四捨五入するものとする。

3.2. 利息の発生

支払が不適切に留保又は拒否されない限り、本社債についての利息の発生は、償還期限に終了し、支払が不適切に留保又は拒否された場合には、本第3項に定める方法で関連日(本要項第6項に定義する。)まで引き続き(判断の前後を含めて)利息は発生する。

4. 償還及び買入

4.1. 満期償還

(1) 満期償還金額

満期償還日前に償還又は買入消却されない限り、各本社債は、発行会社により、満期償還日に、以下に従って計算代理人によって計算される金額(以下「満期償還金額」という。)で償還されるものとする。

ノックイン事由が発生しなかった場合、本社債の額面金額当たりの満期償還金額は1,000,000円とする。

ノックイン事由が発生した場合、本社債の額面金額当たりの満期償還金額は、交付株式数の償還対象株式の交付及び現金調整額の支払(もしあれば)によって支払われたものとする。

疑義を避けるために付言すると、本社債に関し、交付株式数の償還対象株式は下記の規定並びに適用される決済システムの規則及び手順に従って交付される。

(2) 交付株式数の償還対象株式の交付

本要項第4.1項(1)に該当する事由が発生した場合、発行会社は、決済システムに対する現物交付通知(以下に定義する。)に従い、日本証券保管振替機構(以下「JASDEC」という。)の振替制度を通じて、満期償還日(満期償還日が営業日又はJASDEC営業日ではない場合はJASDEC営業日である翌営業日)に償還対象株式を本社債権者に対し交付するものとする。発行会社が、その単独かつ完全な裁量により、受渡混乱事由が満期償還日に発生していると判断した場合、償還対象株式の交付は、いかなる受渡混乱事由も発生していない日まで延期されるものとする(ただし、満期償還日後8JASDEC営業日間に受渡混乱事由が発生しない日がある場合に限る。)。満期償還日後8JASDEC営業日間のいずれの日にも受渡混乱事由が発生している場合、(i)発行会社は、当該8JASDEC営業日目の日に、単独かつ完全な裁量により、合理的な期間内の日において償還対象株式を商業的に合理的な他の方法により交付可能か否かを決定し、当該決定につき計算代理人に対し通知し、(ii)(x)交付できると決定した場合、発行会社は、その決定した方法及び日に、償還対象株式を本社債権者に交付し、(y)交付できないと決定した場合、発行会社は、本社債に係る償還対象株式の交付に代えて、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定した、上記(i)に従って発行会社が計算代理人に通知した日現在における、交付可能な交付株式数の償還対象株式の公正な市場価値に等しい額及び本要項第4.1項(1)に基づく現金調整額の合計金額から、関連するヘッジ契約の解消又は修正のために発行会社が負担した費用を比例按分して差し引いた金額を日本円で現金により支払うことにより、本社債のすべてを償還するものとする。かかる償還は、合理的な期間内の計算代理人により決定された日に行われるものとする。本項に基づき償還対象株式を交付すべき日付を本書において「交付日」という。

発行会社は、本要項第10項に従い、受渡混乱事由が発生したことを可及的速やかに本社債権者に通知するものとする。

(3) 非流動性

本要項第4.1項(1)の規定にかかわらず、また上記の規定に従い、計算代理人が、満期償還日以前に、その単独かつ完全な裁量により、償還対象株式の市場が流動性に乏しいため、本要項第4.1項(1)に基づく交付日に、発行会社が必要数の償還対象株式を全本社債権者に交付することができないと判断した場合、発行会社は、本社債に係る償還対象株式の交付に代えて、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により判断する、かかる非流動性を考慮に入れた最終評価日現在における、交付可能な交付株式数の償還対象株式の公正な経済価値に等しい額及び本要項第4.1項(1)に基づく現金調整額の合計金額を日本円で現金により支払うことにより、本社債のすべてを償還するものとする。発行会社は、本要項第10項に従い、本項に基づく事由が発生したことを可及的速やかに本社債権者に通知するものとする。

(4) 現物交付通知

交付株式数の償還対象株式の交付及び現金調整額の支払いによる償還の場合、各本社債権者は、支払代理人及び決済システム(該当する場合)に対する償還対象株式の交付による償還の通知が最終評価日又はその後直ちに発行会社を代理した計算代理人により行われることを条件として、満期償還日の2営業日前(以下「現物交付通知日」という。)(又はこれより早い日で、発行会社及び決済システム(該当する場合)が本社債に基づく各々の義務を履行するために必要であると計算代理人が単独の裁量により判断し、かつ発行会社及び本社債

権者に対し通知された日)までに、決済システムに対し、(その時点で適用のあるオペレーション手続及び許容された伝達手段に従って)各本社債権者が決済システム又はJASDECに有する、交付株式数の償還対象株式の交付及び現金調整額の支払いによる償還のための証券及び現金の口座並びにその口座の詳細を指定した取消不能の通知を送付するものとする(以下「現物交付通知」という。)。

疑義を避けるために付言すると、決済システムが現物交付通知日に(又は該当する場合はそれ以前に)本社債権者から現物交付通知を受領していない場合又は(その時点で適用のあるオペレーション手続及び許容された伝達手段によるものであるか否かにかかわらず)何らかの理由により決済システムが発行会社による通知若しくは発行会社を代理して行う通知を参加者に送付できない若しくは関連する期間において送付できない場合に限り、発行会社は本社債権者に対し、発行会社による交付日における本社債権者に対する交付株式数の償還対象株式の交付若しくは交付の手配及び/又は満期償還日における現金調整額の支払い若しくは支払いの手配に関するいかなる遅延及び不履行についても賠償又は補償する義務を負わない。前文及び本項の定めにかかわらず、決済システムが満期償還日後10営業日以内に本社債権者から現物交付通知を受領しない場合、発行会社は、本社債に基づく義務の完全な履行として、当該日以降実務上合理的に可能な限り速やかに、かかる本社債権者に対し、計算代理人が単独かつ完全な裁量により決定し、当該決定の直後に発行会社、支払代理人及び決済システム(これらの者から当該本社債権者に伝達される)に書面により通知した、計算代理人が発行会社を代理して誠実に決定した日における交付株式数の償還対象株式の公正な市場価値に等しい額及び/又は現金調整額を支払うことができるものとする(義務ではない)。

一度決済システムに交付された現物交付通知は取消不能となり、発行会社の書面による同意なしにこれを撤回できない。本社債権者は、決済システムに対する現物交付通知の交付後、当該現物交付通知の対象であるすべての本社債を譲渡できないものとする。

現物交付通知は、決済システムが、現物交付通知の対象である本社債に係る相反する事前の指示を受けていない限り有効とする。適切かつ適時に現物交付通知が提供されない場合、当該通知は無効とみなされる可能性がある。当該通知が適切に提供されたか否かの判断は、発行会社との協議の上、決済システムにより行われ、当該判断は最終的なものであり、かつ発行会社及び該当する本社債権者に対し拘束力を有するものとする。現物交付通知が適切かつ適時に提供されなかった場合、発行会社は、現物交付通知の対象である本社債に係る一切の支払い及び交付を行う義務を負わない。

決済システムが有効な現物交付通知を受領した場合は、(i)当該通知において指定された決済システム及び/又はJASDECの口座を選択することについて、関連する本社債権者は取消不能な形で決定し、かつ約束したことを書面により確認したものとみなされ、並びに(ii)当該本社債権者は、決済システム若しくはJASDECの口座に対する交付株式数の償還対象株式の交付及び現金調整額の支払いを理由とする費用、適用ある付加価値税、消費税、譲渡税、印紙税その他の支払うべき税金及び賦課金を支払うこと又は決済システム若しくはJASDECに対してこれらの費用若しくは税金を補填することを約束したものとみなされる。

本社債が決済システムを代理して保有される大券により表章されない場合、発行会社は、JASDECの口座を本社債権者のために取消不能な形で指定する方法及びかかる指定が発行会社及び当該本社債権者に対し拘束力を有するものであることを記載した、本要項第10項に基づく通知がかかる本社債権者に提供されるよう手配するものとする。

上記現物交付通知の受領以後、決済システムは、(a)現物交付通知において本社債権者として指定された者が、記録上、本社債の特定された元本金額についての保有者であることを確認し(但し、かかる確認により、当該保有者が記録上の本社債権者でないことが判明した場合、現物交付通知は無効とする。)、かつ(b)当該時点で適用のあるオペレーション手続に従い、現物交付通知の写しを発行会社又は発行会社が事前に指定したその他の者に送付するものとする。

同一の本社債権者が有する本社債の額面価額は、かかる償還対象株式の交付による本社債の償還に関して交付される償還対象株式の数を決定する場合、合計されないものとする。

いかなる償還対象株式の交付も、適用されるすべての法律、規則及び慣行に服するものとし、また、発行会社は、かかる法律、規則及び慣行に起因して本社債権者に対して当該償還対象株式の交付又は交付の手配をできないことにつき、いかなる義務も負わないものとする。いかなる場合も、発行会社は、本社債に係る義務の履行に関する決済システム及び/又はJASDECの履行又は不履行(本社債権者に対する関連する償還対象株式の交付を含むがこれに限定されない。)に関する責任を負わない。

発行会社による決済システム及び/又はJASDECを介した本社債権者に対する該当する償還対象株式(該当する場合)の交付後で、かつ発行会社又はその代理人若しくは名義人がいずれかの決済機関又はその他に当該償還対象株式の保有者として登録される期間(以下「介在期間」という。)において、発行会社又はその代理人若しくは名義人は、いずれも、

- (a) 本社債権者又は本社債権者の後の償還対象株式の実質的な所有者に対し、発行会社又はその代理人若しくは名義人がその保有者としての権限により受領した書簡、証明書、通知、回状、配当又はその他のいかなる文書若しくは支払い(いずれもその種類を問わない)を交付する義務を負わず、
- (b) 介在期間中、本社債権者の書面による同意なしに、償還対象株式又はその一部に付随するすべての権利(議決権を含む。)を行使せず(但し、介在期間中に発行会社又はその代理人若しくは名義人がいかなる権利も行使する義務を負っていない場合に限る。)、又は
- (c) 介在期間中に決済機関又はその他の機関に発行会社又はその代理人若しくは名義人が当該償還対象株式の法的な所有者として登録されていることにより、本社債権者又は本社債権者の後の償還対象株式の実質的な所有者が直接又は間接に受ける又は被る可能性のあるすべての損失又は損害に関し、当該本社債権者又は当該実質的な所有者に対して一切責任を負わないものとする。

発行会社は、本社債権者若しくはかかる本社債権者の代理人として行為するその他の者又はそれ以外の者を、かかる本社債に係る償還対象株式の登録所有者として登録する又はその登録を手配することにつき一切の義務を負わない。

交付日前において、本社債権者は、該当する償還対象株式に関して、いかなる配当権も有しない。

(5) 償還対象株式の株価の訂正

本取引所より公表され、本社債に関連する計算又は決定に使用されるいずれかの日の償還対象株式の株価がその後訂正され、かつ当該訂正が当初の公表の日の翌日までに本取引所により発表された場合、発行会社は、当該訂正を考慮して、誠意をもってかつ商業的に合理的な方法で、本社債に関連する支払又は交付の可能な額の決定、又はその他の判断を行うことができ、また、必要な場合に限り、当該訂正を考慮して本社債の関連する条件を調整することができる。

(6) 潜在的調整事由

償還対象株式について、潜在的調整事由が発生したと発行会社が判断した場合、発行会社は当該潜在的調整事由が償還対象株式の理論価値を希薄化又は凝縮化する効果を有するか否かを判断する。かかる希薄化又は凝縮化が生じる場合、発行会社は、(i)潜在的調整事由による希薄化又は凝縮化の効果を反映するために適切であると計算代理人が判断する、本社債の行使、決済、支払い又はその他の条件に関連する変数の調整(もしあれば)を行い(但し、かかる償還対象株式に関するボラティリティ、予想配当、貸株率又は流動性の変更に対応することのみを理由とした調整は行わない。)、(ii)当該調整の効力発生日を決定する。発行会社は、該当

する償還対象株式に関するオプションが取引されているオプション取引所が当該オプションについて行った潜在的調整事由に関する調整を参照して、適切な調整方法を決定することができる(但し、義務ではない。)。上記にかかわらず、かかる調整後の交付可能な償還対象株式数は、常に単元株式数の整数倍とし、また、発行会社は本社債権者に対し、1単元株式数に満たない償還対象株式の市場価値総額(計算代理人の単独かつ完全な裁量により決定される。)に等しい現金の調整額を日本円で支払うものとする。文脈により別段に解釈される場合を除き、本項における償還対象株式の交付の記載には、かかる現金の調整額の支払いを含むものとする。

(7) 特別事由

償還対象株式について特別事由が発生したと発行会社が決定した場合、その後、該当する合併日、公開買付日又は公表日以降、発行会社はその裁量で、誠意をもって、かつ商業的に合理的な方法により、以下のことを行うことができる。

- (a) (i) かかる特別事由が本社債に与える経済的効果を反映するために適切であると発行会社が判断する、本社債に係る行使、決済、支払若しくはその他の条件を調整(かかる調整には、償還対象株式又は本社債に関するボラティリティ、予想配当、貸株率若しくは流動性の変更に対応することを理由とした調整を含むがこれらに限定されない。)することができる。かかる調整は、該当する償還対象株式に関するオプションが取引されているオプション取引所が行った当該特別事由に関する調整を参照して決定することができる(但し、義務ではない。)。及び
- (ii) 当該調整の効力発生日を決定することができる。
- (b) 発行会社は、誠意をもって、かつ商業的に合理的な方法により、新たに対象となる株式を選択することができる(該当する特別事由に関し、「代替株式」という。)、当該特別事由以降は代替株式が発行会社によって変更された償還対象株式とみなされ(代替株式の発行会社が代替された償還対象株式の発行会社に代わる。)、発行会社は、かかる特別事由及び/又は代替株式による償還対象株式の代替が本社債に与える経済的効果を反映するために発行会社が適切であると判断する、本社債に係る行使、決済、支払若しくはその他の条件を調整することができる(償還対象株式若しくは本社債に関するボラティリティ、予想配当、貸株率若しくは流動性の変更に対応することを理由とした調整を含むがこれらに限定されない。)。代替株式は、実務上可能な限りにおいて、経済上の同じ業種から選択され、同一の通貨建ての株式とし、代替対象となる償還対象株式と同規模の時価総額のものから選択される。又は
- (c) 本社債の条件の調整により商業的に合理的な結果を達成することができないと発行会社が判断した場合には、本要項に従って本社債権者に対して15日以上30日以下の事前の通知を行うことにより、発行会社は本社債の(一部ではなく)全部を償還することができ、かかる場合、発行会社は、その単独かつ完全な裁量により選択した、合併日、公開買付日若しくは公表日以降の日に、各本社債権者が保有する各本社債について予定外期限前償還額に相当する金額を支払うことができる。

計算代理人は、可及的速やかに、本項に従って行われた決定及び/又は調整(場合による)の詳細を、発行会社及び支払代理人に提供するものとする。かかる詳細の通知は、支払代理人から本社債権者に対し、本要項第10項に従って行われるものとする。但し、当該通知の懈怠は、潜在的調整事由及びその他の実行された行為の効力に影響を与えない。

(8) 償還対象株式の過去の推移

下記の表は、2012年から2014年までの各年及び2014年3月から2015年2月までの各月の償還対象株式の東京証券取引所における株価終値の最高値と最安値を表したものである。また、下記のグラフは、2014年2月1日から2015年2月27日までの償還対象株式の株価終値の推移を表したものである。これらは、様々な経済状況の下で償還対象株式の株価終値がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この償還対象株式の株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。また、過去の下記の期間において償還対象株式の株価終値が下記のように変動したことによって、償還対象株式が本社債の存続期間中同様に推移することを示唆するものではない。

< 三菱重工業株式会社の株価終値の過去推移 >

株価(単位:円、2012年から2014年までの年次毎及び2014年3月から2015年2月までの月次毎)

| 年 | 最高値(円) | 最安値(円) |
|-------|--------|--------|
| 2012年 | 415.00 | 290.00 |
| 2013年 | 750.00 | 421.00 |
| 2014年 | 724.00 | 530.00 |

| 年 月 | 最高値(円) | 最安値(円) | 年 月 | 最高値(円) | 最安値(円) |
|---------|--------|--------|----------|--------|--------|
| 2014年3月 | 635.0 | 553.0 | 2014年9月 | 721.60 | 642.60 |
| 2014年4月 | 617.0 | 538.0 | 2014年10月 | 698.40 | 601.40 |
| 2014年5月 | 593.0 | 530.0 | 2014年11月 | 694.80 | 668.50 |
| 2014年6月 | 654.0 | 607.0 | 2014年12月 | 721.30 | 648.90 |
| 2014年7月 | 680.0 | 641.0 | 2015年1月 | 675.20 | 643.30 |
| 2014年8月 | 666.2 | 617.6 | 2015年2月 | 665.90 | 617.00 |

出典:ブルームバーグ・エルピー

(注1)ただし、2015年2月は2015年2月27日まで。2015年2月27日の東京証券取引所における償還対象株式の終値は、662.7円であった。

(注2)東京証券取引所における償還対象株式の呼値の単位は、2014年7月22日から0.1円に変更された。



4.2. 償還対象株式の株価による早期償還

以下の場合、本社債は満期償還日前に償還される。

計算代理人が、早期償還判定日における終値が早期償還判定価格と等しいか又はこれを上回ると判断した場合、各本社債は、直後の利払日(早期償還日)において、当該日における当該本社債について発生し、支払われるべき利息とともに、額面あたり日本円の現金1,000,000円で償還される。疑義を避けるために付言すると、ノックイン事由の発生は上記の早期償還に影響を与えない。

4.3. 違法事由による償還

本社債に基づく発行会社の債務の履行、又は本社債に基づく債務をヘッジするための取決めの全部若しくは一部が、いずれかの政府、行政、立法若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関が適用する現行若しくは将来の法律、規則、規制、判決、命令、指令、方針若しくは要請(法的効力がないものである場合には、その遵守が当該法令等の対象者の一般的な慣行に沿っているものに限る。)に照らして、又は当該法令等の解釈の変更に照らして、非合法、違法であり若しくはその他の点で違反している、又は今後そうなる発行会社が誠実に決定した場合(以下「違法事由」という。)、発行会社は、本要項第10項に従って、適用される法律によって認められた範囲において、本社債権者に対して可及的速やかに通知を行うことにより、予定外期限前償還額で本社債を償還することができる。この場合、当該通知後に満期償還額(又は交付株式数の償還対象株式の交付及び現金調整額の支払(もしあれば))又は利息等のその他の金額の支払は行われない。

本項に従った本社債の償還が到来した本社債について支払われるべき金額は、発行会社はその単独かつ完全な裁量により選択した償還期限より前の日において予定外期限前償還額に相当すると発行会社が決定した金額とする。

4.4. 買入

発行会社及び発行会社の子会社又は関係会社は、いつでも公開市場その他において、いかなる価格においても本社債を買入、所有、再販又は消却することができる(但し、買入の場合は当該本社債が将来の利息の支払を受けるすべての権利とともに買入れられることを条件とする。)

4.5. 元本

「元本」に言及した場合には、文脈上そのように解釈できる場合、本社債に基づき支払われるべき、利息を除くすべての金額を意味する。

4.6. 追加的混乱事由

追加的混乱事由が発生したと発行会社が判断した場合、発行会社は、以下のことを行うことができる(但し、義務ではない。)

- (a) かかる追加的混乱事由が本社債に与える経済的効果を反映するため、また本社債の本来の経済的及び合理性を維持するために適切であると発行会社が判断する、本件社債に係る条件(本社債に係る決済若しくは支払の条件に関する変数又は条件の変更を含むが、これらに限定されない。)の調整(かかる調整には、償還対象株式又は本社債に関するボラティリティ、予想配当、貸株率若しくは流動性の変更に対応することを理由とした調整を含むがこれらに限定されない。)を行い、当該調整の効力発生日を決定することができる。発行会社は、当該調整を行う際には、社債権者に対し、本社債に基づき支払われる金額及び/又はその他の関連する条件を調整する旨を記載し、追加的混乱事由の詳細を簡潔に説明した通知を可及的速やかに送付する。但し、当該通知の懈怠は、追加的混乱事由又はその他の実行された行為の効力に影響を与えない。又は

- (b) 本社債の条件の調整により商業的な合理的な結果を達成することができないと発行会社が判断した場合には、本要項に従って本社債権者に対して可及的速やかに通知を行うことにより、発行会社は本社債の（一部ではなく）全部を償還することができ、かかる場合、発行会社は、その単独かつ完全な裁量により選択した、合併日、公開買付日又は公表日（該当する場合）以後の日に、各本社債権者が保有する各本社債について予定外期限前償還額に相当する金額を支払うことができる。

5. 支払

5.1. 無記名式社債券

本社債に関する支払は、大券が米国外の支払代理人の指定事務所において呈示及び裏書された場合に、又は今後追加の支払が行われない場合は大券が引き渡されたときに、日本円の主要な金融センターに所在する銀行に開設された円建口座への振り込みにより支払われる。

5.2. 債務の支払

大券の所有者のみが当該大券に表章される社債に関する支払を受領することができ、発行会社は当該大券の所有者に対して又は所有者の指示による支払を行うことによって、支払った金額について当該大券に関して免責される。該当する決済システムの名簿に特定の大券が表章する社債の額面金額についての所有者として記載された各人は、当該支払についての持分に関し当該決済システムに対してのみ追求できる。大券の所有者以外の者は、当該大券に対して支払われるべき金額について発行会社に対して請求権を有さない。

5.3. 支払に対する法の適用

すべての支払は、いかなる場合においても、適用ある会計法並びにその他の法令及び指令の対象となる。

5.4. 代理人の任命

諸代理人は発行会社のみ代理人として行動し、発行会社又は諸代理人は本社債権者の代理人、信託又は受託者としての義務又は関係を引き受けるものではない。発行会社はいつでも代理人の任命を変更又は終了し、追加又は代替りの代理人を任命することができるが、発行会社は常に財務代理人を維持しなければならない。

当該変更又は指定事務所の変更については、遅滞なく本社債権者に通知する。

5.5. 商業銀行取引日以外の日

本社債についての支払日が商業銀行取引日ではない場合、所有者は翌商業銀行取引日まで支払を受けることはできず、延期された支払について利息その他の金額を受領することもできない。本項に限り「商業銀行取引日」とは、東京及びロンドンにおいて、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、かつ商業銀行が一般業務（外国為替及び外貨預金の取引を含む。）のために営業している日をいい、呈示が必要な場合は、当該呈示の場所において、商業銀行が一般業務（外国為替及び外貨預金の取引を含む。）のために営業している日を意味する。なお、満期償還日及び利払日については、上記「第2 売出要項 - 1 売出有価証券（注3）」及び本要項第3.1項に記載した各支払日に関する調整に服する。

6. 時効

発行会社に対する、本社債に係る支払に関する請求は、それらについての関連日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に大券の呈示がない限り、時効消滅し、無効となる。「関連日」とは、あらゆる支払につ

いて、(a) 当該支払の期限が最初に到来し、支払義務が発生した日、又は(b) 当該日までに財務代理人によって全額の支払が受領されていない場合、当該金額の全額が受領された日で、本要項第10項の規定に従って本社債権者に対してその旨の通知が行われた日を意味する。

7. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由(それぞれを「債務不履行事由」という。)が発生し、継続している場合、本社債権者は、財務代理人に対してその指定事務所宛てに書面で通知することにより、当該本社債につき直ちに償還期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、それにより当該本社債は予定外期限前償還額にて償還されるべきものとなる。但し、財務代理人が当該通知を受領する前にすべての債務不履行事由が解消している場合にはこの限りではない。

- (a) 発行会社が本社債についての未払金を支払期日から30日以内に支払わない場合。
- (b) 発行会社が支払不能若しくは破産の状態にある場合若しくは債務の返済が不可能な状態にある場合(法律上若しくは裁判所によってそのようにみなされている場合を含む。)、債務の全部若しくは重要な一部(若しくは特定の種類の債務)について支払を停止若しくは中止し、若しくは停止若しくは中止する虞がある場合、適用ある破産、清算、債務超過、債務免除、公的管理、若しくは倒産法に基づく発行会社自身に関する手続を開始し若しくはその対象となった場合、当該負債に関して関連する債権者との間で若しくはそれらの債権者のために執行の停止、一括譲渡、和議若しくは債務免除を提案し若しくは行った場合、又は発行会社の債務の全部若しくは一部(若しくは特定の種類)に関する若しくはそれらに影響を及ぼす支払猶予の合意若しくは宣言があった場合。

本項に定める償還期限が到来した本社債について支払われるべき金額は、かかる本社債の償還期限において予定外期限前償還額に相当すると発行会社が決定した金額とする。

8. 課税

本社債への投資を予定している投資家は、本社債に投資するリスク(スイスにおける課税に関するリスクを含む。)及び各自の状況に照らした当該投資の適切性について、財務顧問及び/又は税務顧問に相談する必要がある。

8.1. スイスにおける課税

スイス連邦源泉徴収税

指定支店を通じて行為する発行会社による本社債に関する支払、及び本社債の元本の返済は、スイス連邦源泉徴収税(Verrechnungssteuer)の課税対象ではない。但し、指定支店により発行された本社債が存続する限りにおいて、クレディ・スイス・エイ・ジーが当該指定支店の法域において銀行業務を行う許可を受けており、指定支店がスイス国外に所在し有効に運営されている恒久的施設であること、かつ指定支店が、本社債の売出し及び販売によって得た資金を、スイス国外で受領し、使用すること(スイス国内におけるかかる資金の使用が、その時点で有効なスイス税法に基づき許可されており、その帰結として又は当該使用により、本社債に関する支払がスイスにおける源泉徴収税の徴収又は控除の対象とならない場合にはこの限りではない。)を条件とする。クレディ・スイス・エイ・ジーは、指定支店が発行する本社債が存続する限り、当該指定支店がこれらの条件に従うことを確認する。

スイス連邦源泉徴収税法の改正案

2011年8月24日に、スイス連邦委員会は法案を発表し、当該法案が施行された場合、同法案に定義されているスイスにおける支払代理人は、スイス居住の個人に対する本社債に係る利息の支払（これには課税上透明として扱われ当該個人が持分を有する事業体に対する支払も含む。）又はスイス国外の居住者（個人に限らない。）に対する本社債に係る利息の支払について、税率35%でスイス連邦源泉徴収税を控除することを義務づけられる可能性がある。

スイス連邦証券発行印紙税及びスイス連邦証券取引印紙税

発行会社による本社債の発行及び償還（発行市場）には、スイス連邦証券発行印紙税又はスイス連邦証券取引印紙税のいずれも課されない。

満期が12ヶ月を超える本社債の売買は、スイスの内国銀行又はスイスの国内証券業者（スイス連邦印紙税法の定義による。）が取引の当事者であるか、又は取引の仲介業者として行為する場合、本社債の購入価格に対して0.3%を上限とするスイス連邦証券取引印紙税を課されうる。本社債の売手及び買手のいずれもスイス又はリヒテンシュタイン公国（Principality of Liechtenstein）の非居住者である場合には、スイス連邦証券取引印紙税は課されない。

所得税

スイス居住者ではなく、当該課税年度中に、本社債が帰属するスイス国内の恒久的施設又は事業を行う一定の場所を通じて行われている取引又は事業に従事していない本社債権者は、本社債の利息の支払及び元本の返済並びに本社債の売却又は償還により実現される利益についてスイスにおける連邦、州又は地方の所得税を課されることはない。

スイスによる他国のための源泉徴収税

欧州の貯蓄所得税

2004年10月26日、欧州共同体及びスイスは、貯蓄所得に対する課税に関して協定を締結し、同協定に従ってスイスは、利払の形で貯蓄所得に対する課税につき、2003年6月3日付欧州指令2003/48/ECに定められたのと同様の措置を取ることとなった。

本協定及び本協定を施行するスイスの法律に従い、スイスの支払代理人は、本社債に基づきEU加盟国の個人居住者たる受益所有者に対して行われる利払について、35%の税率で源泉徴収を行わなければならない。但し、当該個人は、かかる源泉徴収に代えて、支払代理人及びスイス国に、EU加盟国の税務当局に対して利払の詳細を提供させることを選択できる。

外国の最終源泉徴収税

スイス連邦参事会（Swiss Federal Council）は近年、英国及びオーストリアとの間で、最終源泉徴収税等について定めた条約に調印した。条約は2013年1月1日に発効し、今後欧州の他国との間で同様の条約が締結される可能性がある。

条約に基づき、スイスの支払代理人は譲渡所得及び本社債等による一定の所得項目について最終源泉徴収税を課することができる。最終源泉徴収税は、かかる譲渡所得及び所得項目について締約国の個人居住者が支払うべき通常所得税に代わるものである。最終源泉徴収に代えて、当該個人は、かかる譲渡所得及び所得項目に関して各自の居住国の税務当局に対し自主的な情報開示を行うことを選択できる。

本社債権者のうち上記条約の適用範囲に含まれる者は、各自の状況に応じた税務上の影響について、税務顧問に相談する必要がある。

8.2. 日本における課税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令(以下「日本の税法」という。)上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。さらに、日本の税法上、本社債のような支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに取り決め、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をした場合、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本社債の利息は、一般的に課税対象の利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者及び内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20%(15%の国税と5%の地方税)の源泉所得税を課される(租税特別措置法第3条の3、地方税法71条の5及び6)(2013年1月1日から2037年12月31日までの期間については、税率は20.315%(15.315%の国税と5%の地方税)、2016年1月1日以降の内国法人に対する支払については、15.315%の国税のみ)。日本国の居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。上記にかかわらず、2016年1月1日以降に日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、日本の税法上20%(15%の国税と5%の地方税)(2037年12月31日までの期間については、20.315%(15.315%の国税と5%の地方税)の税率となる。)の申告分離課税の対象となる。

本社債の償還により支払を受ける金額(本社債の償還が償還対象株式によってなされる場合、償還の日の当該株式の終値に交付される交付株式数を乗じて計算される金額。その他に対価が現金で支払われる場合にはこれを含む。)が本社債の取得価額を超える場合のその差額は、明確な規定がないため、全く疑義なしとはしないが、償還差益として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われ、かつ、所得が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる(所得税法第35条第1項、所得税基本通達35-1(3))。個人の総合課税の税率は超過累進税率となっており、日本の税法上の最高税率は50%(40%の国税と10%の地方税)である(2015年1月1日以降は55%(45%の国税と10%の地方税))。さらに、2037年12月31日までの期間については、国税は所得税の2.1%の復興特別税の対象となる。但し、2016年1月1日以降は、償還差益は申告分離課税となり、20%(15%の国税と5%の地方税)(2037年12月31日までの期間については、税率は20.315%(15.315%の国税と5%の地方税))の税率で課税の対象となる。また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。本社債の償還が償還対象株式の交付及び現金調整額の支払(もしあれば)によってなされる場合で、その償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額を下回る場合のその差額は、明確な規定がないため、全く疑義なしとはしないが、償還差損として取り扱われるものと思われる。償還差損が日本国の居住者に帰属する場合は家事上の損失又は利子所得を得るための支出とする見解がみられるが、それによると、個人投資家において発生した償還差損は課税上ないものとみなされることとなる。また当該償還差損が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差損は日本国の所得に関する租税の課税対象となる課税所得から差し引かれる。なお、本社債の償還が償還対象株式の交付及び現金調整額の支払(もしあれば)によってなされる場合、日本国の居住者については、償還の日における当該株式の終値が償還対象株式の取得価額となる。内国法人についても同様となるものと考えられる。

一般的に個人が社債を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡益は、一定の種類の場合を除き、個人所得税は課税されない。一方で、一定の種類の場合の譲渡益については、総合課税の対象となる。しかし、2016年1

月1日以降は、本社債の償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額は譲渡益として扱われ、20%（15%の国税と5%の地方税）（2037年12月31日までの期間については、税率は20.315%（15.315%の国税と5%の地方税））の税率で申告分離課税の対象となる。内国法人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡損益はその内国法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。なお、日本国の居住者である個人に関し、2016年1月1日以後に申告分離課税の対象となる本社債の利息、償還差損益及び譲渡損益については、一定の条件で、他の債券や上場株式等の利息、配当、償還差損益及び譲渡損益等と損益通算を行うことができる。

外国法人の発行する社債から生ずる利息及び償還差益は、原則として日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に係る利息及び償還差益で、日本国の非居住者及び日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者及び日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

8.3. 米国における課税

代替配当金及び配当同等支払金

米国追加雇用対策法（以下「HIRE法」という。）及び同法に基づく規則の規定では、「配当同等」支払金を米国源泉配当金として扱っている。HIRE法の下では、適用ある米国との租税条約によって減額されない限り、かかる支払金には原則として米国の源泉徴収税が課される。「配当同等」支払金とは、有価証券貸借取引又は買戻条件付取引（レポ取引）に従って行われる代替配当金の支払であって、（直接又は間接的に）米国源泉配当金の支払を条件としている又はこれを参照して決定されるもの、「指定想定元本契約」（以下「指定NPC」という。）に従って行われる支払であって、（直接又は間接的に）米国源泉配当金の支払を条件としている又はこれを参照して決定されるもの、並びに、米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）が前記及びに記載の支払に実質的に類似するものと決定するその他の支払をいう。規則では、2016年1月1日より前に行われる支払について、想定元本契約（以下「NPC」という。）が以下の(a)ないし(d)のいずれかの条件に該当する場合に、指定NPCに該当するものと規定されている。(a)契約の締結に関連して、契約のロング当事者がショート当事者に対して原有価証券を譲渡する場合、(b)契約の終了に関連して、契約のショート当事者がロング当事者に対して原有価証券を譲渡する場合、(c)原有価証券が、確立された証券市場で容易に取引できるものではない場合、又は(d)契約の締結に関連して、契約のショート当事者がロング当事者に対して原有価証券を担保として差し入れる場合。

2015年12月31日後に行われる支払いに適用されるHIRE法の規則案（以下「規則案」という。）では、配当同等物とは、有価証券貸借取引若しくは買戻条件付取引に従って行われる代替配当金の支払であって、原有価証券による配当金の支払を参照するもの、指定NPCに従って行われる支払であって、原有価証券による配当金の支払を参照するもの、指定エクイティ・リンク商品（以下「指定ELI」という。）に従って行われる支払であって、原有価証券による配当金の支払を参照するもの、又はその他の実質的に類似する支払であると規定されている。原有価証券とは、内国法人として課税される事業体に対する持分を有しており、かかる持分に関する支払が米国源泉配当金を生じる可能性がある場合において、かかる持分をいう。エクイティ・リンク商品（以下「ELI」という。）とは、その価額決定のために一つ又は複数の銘柄の原有価証券を参照する（有価証券貸借取引若しくは買戻条件付取引又はNPC以外の）金融商品又は金融商品の組み合わせであり、これには先物契約、先渡契約、オプション、偶発支払債務証券又はその他の契約による取決めが含まれる。2015年12月31日後に行われる支払については、指定NPCとは、取得時において原有価証券に関するデルタが0.70以上のあらゆるNPCをいう。また、指定ELIとは、規則案が最終決定された日から90日経過以後に発行されたELIであって、取得時において原有価証券に関するデルタが0.70以上のものをいう。NPC又はELIのデルタとは、契約で参照されている資産の公正市場価値の変動に対する、当該契約の公正市場価値の変動の割合をいう。NPC又はELIが複数銘柄の原有価証券を参照している場

合、その他の原有価証券又はその他の資産若しくは負債は考慮することなく、原有価証券のそれぞれについて別々にデルタを算出しなければならない。NPC(又はELI)が複数銘柄の原有価証券を参照している場合、そのNPC(又はELI)は、ロング当事者がNPC(又はELI)を取得した時点においてNPC(又はELI)のデルタが0.70以上となっている原有価証券に関してのみ、指定NPC(又は指定ELI)であるとみなされる。規則案では、一定の基準を満たす適格指数について例外を設けているが、特定の指数又はバスケットにリンクされている有価証券に対して規則案がどのように適用されるのかについては、完全に明らかにはされていない。規則案では、原有価証券に関する支払には、配当金を明示的に参照しているか黙示的に参照しているかにかかわらず、配当同等支払金が含まれるものと規定されている。

配当同等支払金とみなされる、有価証券に関する支払又はみなし支払は、適用ある租税条約によって減額されない限り、また適切に作成されたIRSのフォームW-8(又はその他の必要書類)が提出されない限り、米国の源泉徴収税が課される。源泉徴収が適用される場合、クレディ・スイス・エイ・ジーは、源泉徴収される金額に関して追加額を支払う義務を負わない。一定の状況において配当同等支払金に関する課税免除規定を設けている租税条約の例として、米加租税条約が挙げられる。同条約では原則として、通常所得課税を免除されており、かつ、年金、退職給付金又は従業員給付金を管理又は提供することのみを目的として運営されている、信託、会社、組織、又はその他のアレンジメントに由来する配当金に関する所得課税の免除(但し、かかる配当金が取引又は事業を行うことによって生じたものではないことを条件とする。)の規定が設けられている。

規則案は極めて複雑なものとなっている。したがって本社債権者は、これらの規則案が米国連邦所得税に関連して自らに及ぼす影響、及びその有価証券に関する支払又はみなし支払が配当同等支払金に該当するか否かについて、各自の税務顧問に相談するべきである。

外国事業体を通じて保有される有価証券

HIRE法の一部である外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)及び近年最終決定された規則に基づき、「外国金融機関」(同規則又は適用ある政府間協定に定義される。)(及び同機関が50%を超える持分を有する関係会社)に対して行われる「源泉徴収可能な支払」及び一定の「パススルー支払」に対しては、支払を受領する外国金融機関が当該機関(又は当該機関の関係会社)に口座を有するあらゆる米国人の身元を開示すること及びかかる米国人口座について年に一度、一定の情報を報告すること等に同意しない限り、30%の源泉徴収税が課される。「源泉徴収可能な支払」には、一般に、(1)米国を源泉とする、固定的又は確定可能な年次の又は定期的な利得、利益及び所得(以下「FDAP」という。)の支払、並びに(2)米国源泉の利息又は配当を生じる可能性のあるあらゆる資産の売却によるグロス収益が含まれる。また「パススルー支払」とは、あらゆる源泉徴収可能な支払及び外国パススルー支払をいう。FATCAは、実質的米国保有者の氏名、住所及び納税者識別番号を開示しない(又は実質的米国保有者を顧客に持たない旨を証明しない)一定の外国事業体に対して源泉徴収可能な支払を行う源泉徴収代理人に、30%の税率で源泉徴収を行うことを義務づけている。これらに関して、クレディ・スイス・エイ・ジーは有価証券に関する支払を源泉徴収可能な支払として取り扱う。

FATCAに基づく源泉徴収は、支払の受益者が米国人であるか否か又はその他の点で適用ある米国との租税条約により若しくは米国の国内法により源泉徴収税の賦課を免除される資格を有するかにかかわらず、すべての源泉徴収可能な支払及び一定のパススルー支払に適用される。外国金融機関が支払の受益者である場合を除いて、かかる源泉徴収は、FDAPの支払について源泉徴収されるその他の税金に適用されるのと同様の手続及び制限に従って還付又は控除の対象となるが、支払の受益者が、当該受益者が米国保有外国事業体であるか否かを決定するため、またかかる事業体の実質的米国保有者の身元を決定するために必要であるとIRSが判断する情報を提出することが条件となる。

上記の近年最終決定された規則及びIRS通達2013-43号に従って、また下記の例外規定が適用されるものの、FATCAに基づく源泉徴収は一般に、2014年6月30日後に行われる(上記の種類グロス収益以外の)源泉徴収可能な

支払(当該規則に定義される「既存の債務」に関して行われる一定の支払を除く。)、2016年12月31日後に行われる売却又は処分についての上記の種類 gross 収益の支払、及び2016年12月31日又は「外国パススルー支払」を定義した最終規則が公表された日のうちいずれか遅い方の日付後に行われる外国パススルー支払に対して適用される。前記にかかわらず、上記のFATCAの規定は、次のものには一般に適用されない。(a)2014年7月1日時点で未払の(米国課税上、エクイティとして取り扱われる商品又は満期若しくは期間の定めがない商品以外の)債務(以下「適用除外債務」という。)、(b)内国歳入法第871条(m)及び同法に基づく規則に従って配当同等物を生じるものとして取り扱われることのみを理由に源泉徴収可能な支払を発生させる債務のうち、その種類の債務が最初に配当同等物を生じるものとして取り扱われた日付から6ヶ月が経過した日より前のいずれかの時点で未払である債務、並びに(c)一つ又は複数の適用除外債務を保証する担保に関して支払を行うことを担保権者に要求する合意(担保自体は適用除外債務ではない場合も含む。)。したがって、投資家が外国金融機関又は外国事業体を通じて有価証券を保有する場合、2014年6月30日後に行われる支払の一部に対して、30%の源泉徴収税が課される場合がある。

9. 追加の発行

発行会社は、本社債権者の承諾を得ることなく、本社債と同条件(最初の利息及びプレミアムの支払金額及び支払日並びに発行価格を除く。)で本社債を随時追加設定し、発行することができ(疑義を避けるために付言すると、本要項における「発行日」とは、本社債の最初の発行日を指す。)、これを本社債と統合し、1つのシリーズを構成することができる。本要項における「本社債」もこれに従って解釈される。

10. 通知

決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されている本社債権者に対する通知は、決済システムに対して当該通知を交付し、決済システムから権利を有する口座所有者に対して交付することによって、又は当該通知を関連する大券の所有者に対して交付することによって行う。本社債権者に対する通知は、発行会社が決定する一般に刊行されている主要紙における公告によっても行うことができる。当該通知は、交付された日の次の平日に行われたものとみなされ、当該通知が公告される場合には公告日に行われたものとみなされ、複数の日又は異なる日に公告された場合には最初に公告された日に行われたものとみなされる。

本社債権者による通知は(本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されているものではない場合)書面によるものとし、諸代理人に提出することにより行われる。本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されている場合、当該通知は本社債権者によって関連決済システムを通じて、関連決済システムが当該目的のために認めた方法で行うものとし、決済システムによる本社債権者が本社債を所有している旨の確認書も添える。

本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されているが、当該決済システムが決済システムを通じての通知の送付を認めていない場合、関連する本社債権者は諸代理人に対して書面を提出することによって、かかる通知を行うことができるが、本社債権者が決済システムより当該本社債権者が本社債を所有している旨の、発行会社が満足する証明を取得し、これを発行会社に提供することが条件となる。

11. 社債権者集会

代理契約には、特別決議による本要項の変更の承認を含む、本社債権者の利益に影響する事項を審議するための本社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。かかる集会は、当該時点において本社債の未償還額面金額の10%以上を保有する本社債権者により、招集することができる。特別決議を審議するための社債権者集会の定足数は、本社債の過半数(当該時点において本社債の未償還額面金額を基準として)を保有又は代表する2名

以上の者とする。延会についての定足数は、保有又は代表される本社債の額面金額にかかわらず、本社債権者であり又は本社債権者を代表する2名以上の者とする。但し、当該集会の議事に(とりわけ)下記(a)ないし(g)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において本社債の未償還額面金額の75%以上(又は延会の場合は25%以上)を保有又は代表する2名以上の者とする。(a)本社債に関する支払日を変更すること、(b)本社債の額面金額若しくは本社債の償還において支払われ若しくは交付されるその他の金額を減額若しくは消却すること、(c)本社債に関する利率を引き下げること、(d)本社債について支払われ若しくは交付される金額の算定方法若しくは計算基準を変更すること、(e)本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、(f)特別定足数の規定が適用される特別決議による承認を得た上でのみ行うことのできる手続を行うこと、又は(g)社債権者集会において必要とされる定足数若しくは特別決議を可決するために必要とされる過半数に関する規定を変更すること。適式に可決された特別決議は各社債権者を拘束する(当該決議が可決された集会における当該社債権者の出欠席を問わない。)

代理契約には、本社債の未償還額面金額の90%以上を保有する所有者により、又はかかる所有者に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は1つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の本社債権者により又はかかる本社債権者に代わって署名されるものとする。

「特別決議」とは、代理契約に従い適式に招集及び開催された集会において、投じられた票の75%以上の多数により可決された決議をいう。

12. 変更

発行会社は、本社債権者の同意を得ることなく、(a)曖昧性を無くすため、若しくは本要項に含まれる規定を発行会社が必要若しくは望ましいと考える方法で訂正若しくは補足するため(但し、かかる変更が、発行会社の判断において本社債権者の利益を損なわないものであることを条件とする。)、又は(b)明白な誤りを訂正するために、本要項の規定を変更することができる。かかる変更があった場合、本要項第10項に従ってその旨が本社債権者に通知される。

13. 計算及び決定

当初の支払代理人、財務代理人及び計算代理人の名称及び指定事務所は以下のとおりである。

支払代理人： ロンドン支店を通じて行為する
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
ロンドンE14 5AL
カナダ・スクエア1

財務代理人： ロンドン支店を通じて行為する
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
ロンドンE14 5AL
カナダ・スクエア1

計算代理人： クレディ・スイス・インターナショナル
ロンドンE14 4QJ
カボット・スクエア1

本要項における発行会社及び計算代理人によるすべての計算及び決定は、該当する本要項の規定に従って行い、それぞれの場合、当該要項に定められた基準（もしあれば）に従い、また（該当する場合には）発行会社又は計算代理人の計算又は決定の責任者である従業員又は役員に提供された又はこれらの者が取得した情報に基づいて行われる。

本要項に基づきその裁量による決定を行う際、発行会社及び計算代理人はそれぞれ、適当と考える要因（いずれかの時点で本社債に関して発行会社（及び/又はその関係会社）が締結したヘッジのための取決めに重大な影響を及ぼすと自らが判断する状況又は事由を含むが、これらに限らない。）を考慮に入れることができる。本要項に規定されている場合、発行会社又は計算代理人は、公式のものであるか予想によるかを問わず、本要項に定められた情報、価格ソース又は要因を用いて支払われるべき金額を計算する。但し、発行会社又は計算代理人が必要な情報を取得できないか、定められた価格ソース又は要因を利用することができない場合、合理的な努力を尽くした上で、またかかる計算に関して本要項に定められたすべての代替策に関する規定を適用した上で、発行会社又は計算代理人は、（合理的に考えてかかる予想が必要であると判断した場合）かかる計算を行う際に、当該情報、価格ソース又は要因について（誠実な方法で達した）予想を用いることを認められる。

発行会社又は計算代理人によるすべての計算及び決定は、誠意をもって、商業的に合理的な方法で行うものとする。本要項に基づいて各決定を行う際、発行会社及び計算代理人は、当該決定が本社債に与える影響を各々で考慮し、適用される規制上の義務に従って、当該決定により公正な取扱いが行われるかということに配慮する。

本要項に基づく発行会社又は計算代理人によるすべての計算は、明白な誤りがない限り、最終的かつ決定的なものであり、本社債権者を拘束する。

発行会社及び計算代理人は、本社債権者のために又は本社債権者について、代理人、信託又は受託者としての義務又は関係を引き受けない。本要項は、金融行動監視機構が認める者に適用される規制の枠組みに基づく責務又は責任を除外又は制限するものではない。

計算代理人の決定のために発表、表明、作成又は取得されたすべての証書、連絡、意見、計算、見積り及び判定は、明らかな誤りがない限り、発行会社、財務代理人、その他の支払代理人及び本社債権者を拘束し、明らかな誤りがない限り本要項に従った計算代理人の権限、義務又は裁量の行使について、計算代理人は本社債権者に対して一切責任を負わない。

14. 発行会社の代替

発行会社又は発行会社を以前に代替した会社は、以下の(a)ないし(c)のすべての条件に従う限り、本社債権者の承諾を得ることなく、いつでも、発行会社の関係会社、新設合併若しくは吸収合併の相手方の会社、又はその財産の全部若しくは実質的に全部を売却、貸与、譲渡若しくは移転する相手方の会社（以下「代替会社」と総称する。）に、本社債に基づく主債務者として自らを代替させることができる。

- (a) 代替会社が発行会社の関係会社である場合、代替会社は、発行会社がムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクから取得した格付以上の無担保長期債格付（若しくは世界的に認められた別の格付機関からの同等の格付）を取得した者であること、又は当該格付を有する発行会社若しくは発行会社の別の関係会社から保証を受けていること。
- (b) 本社債が代替会社の適法、有効かつ拘束力ある義務であることを確保するため、履践、充足及び完了すべきすべての手続、条件及び事項（必要な承諾を得ることを含む。）が履践、充足及び完了されており、完全な効力を有していること。
- (c) 発行会社が本社債権者に対し、本要項第10項に従って30日前までにかかる代替の日付に関する通知を行っていること。

発行会社の代替があった場合、本要項における「発行会社」への言及は、代替以降、代替会社に対する言及と解釈される。

「関係会社」とは、発行会社が直接又は間接に支配している会社、発行会社を直接又は間接に支配している会社、及び発行会社と共通の支配下にある会社をいう。

また、発行会社は、本要項第10項に従って本社債権者に通知することにより、本社債のための行為を行う事務所を変更する権利を有するものとする。当該変更の日は当該通知において指定するものとし、当該通知を行うまでは当該変更を行うことはできないものとする。

15. 第三者

いかなる者も、1999年(第三者の権利に関する)契約法に基づき、本要項を執行する権利を有さない。

16. 準拠法及び管轄

本社債及び本社債に起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。

発行会社は、本社債権者の利益のために、本社債に起因又は関連して生じる一切の紛争については、英国の裁判所がその管轄権を有し、それらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続(以下総称して「法的手続」という。)はかかる裁判所に提起されることに取消不能の形で同意する。

発行会社は、現在又は今後法的手続を英国の裁判所で行うことについて異議を申し立てること、及び不便な裁判地において法的手続が提起された旨の主張を行うことを取消不能の形で無条件に放棄し、これらを行わないことに同意し、英国の裁判所に提起された法的手続の判決が最終的なものであり、発行会社及び関連する支店を拘束し、他の法域における裁判所において強制力を有することに取消不能の形で無条件に同意する。本項は、発行会社及び関連する支店に対して他の正当な管轄権を有する裁判所において法的手続を提起する権利を制限するものではなく、1箇所以上の法域における法的手続の提起は、(同時か否かを問わず)他の法域における法的手続の提起を排除するものではない。

発行会社は、発行会社に対する法的手続に関して、同社のロンドン支店を英国における送達代理人に任命する。

17. 定義

「受渡混乱事由」とは、発行会社の制御不能な事由であって(本社債をヘッジするために発行会社が締結したヘッジ契約の相手方当事者による受渡の不履行を含むが、これに限定されない。)その結果発行会社が、償還対象株式を本社債権者に交付できなくなるもの、及び発行会社の制御不能な事由であって、これによりJASDEC又は関連する決済システムが償還対象株式の譲渡を決済できないことになる事由をいう。

「営業日」とは、土曜日及び日曜日を除く日のうち、(a)ロンドン及び東京において商業銀行が外国為替の取引及び外国通貨預金を含む通常の営業を行う日であり、かつ、(b)ロンドン及び東京において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行う日をいう。

「終値」とは、該当するすべての日付における償還対象株式に関して、計算代理人が決定した日の評価時刻の本取引所における償還対象株式の価格をいう。本定義においては特別気配を考慮するものとする。

「合併事由」とは、償還対象株式に関する以下の事由をいう。

発行済償還対象株式全部を他の事業体若しくは他者に譲渡することとなる又は撤回不能な形で譲渡を約束することとなる、償還対象株式の種類変更(reclassification)その他の変更。

当該償還対象株式発行会社と他の事業体若しくは他者との新設合併、合併、吸収合併若しくは拘束力のある株式交換(償還対象株式発行会社が存続会社となる統合、合併、吸収合併又は拘束力のある株式交換で、発行済償還対象株式全部につき種類変更(reclassification)その他の変更を生じさせないものを除く。)。

他の事業体又は他者による、償還対象株式発行会社の発行済償還対象株式の100%の購入又はその他による取得のための買収提案、公開買付の申入れ、交換の申入れ、勧誘、提案又はその他の事由であって、発行済償還対象株式全部(当該他の事業体又は他者が所有又は支配する償還対象株式を除く。)を譲渡することとなる又は撤回不能な形で譲渡を約束することとなるもの。

当該償還対象株式発行会社又はその子会社と他の事業体との新設合併、合併、吸収合併若しくは拘束力のある株式交換で償還対象株式発行会社が存続会社となり、結果として発行済み償還対象株式全部の種類変更その他の変更が生じさせないが、当該事由の発生直前における発行済償還対象株式(当該他社が所有又は支配する償還対象株式を除く。)の合計が、当該事由発生直後における発行済償還対象株式の50%未満に相当することとなるもの。

「合併日」とは、合併事由のクロージング日をいい、当該合併事由に適用される現地法上クロージング日を決定することができない場合、発行会社が定めるその他の日をいう。

「観察期間」とは、当初価格決定日(当日を含む。)から、最終評価日(当日を含む。)までの期間をいう。

「観察日」とは、観察期間中の各予定取引所営業日をいう。計算代理人が、当該日が障害日であると判断した場合、当該日が障害日であるにもかかわらず、計算代理人は、誠意をもって償還対象株式の終値を決定する。

「関連取引所」とは、償還対象株式に関するオプション取引及び先物取引が行われている取引所若しくは相場システムで、取引に重大な影響があると発行会社が決定するものをいう。

「現金調整額」とは、計算代理人が下記計算式に従って計算する現金額をいう。

$$(固定株式部分 - 交付株式数) \times 評価価格$$

算出される金額は、1円未満を四捨五入する。

「公開買付」とは、償還対象株式について、法人又は自然人による買収の申入れ（takeover offer）、公開買付の申込み（tender offer）若しくは株式交換の申込み（exchange offer）又はそれらの勧誘、提案又はその他の事由であって、当該法人又は自然人が転換対象銘柄発行会社の発行済議決権付き株式総数の10%超100%未満を買付け、又は転換その他の方法により取得し若しくは取得する権利を有する結果となるものであると、発行会社が政府機関又は自主規制機関への届出又はその他発行会社が関連性を認める情報に基づき決定したものをいう。

「公開買付日」とは、公開買付について、該当するパーセンテージの範囲内の数の議決権付き株式が実際に買い付けられ、又はその他の方法で取得される日（発行会社により決定される）をいう。

「行使価格」とは、当初価格の100%をいう（0.1円単位とし、0.1円未満を四捨五入する。）。

「公表日」とは、合併事由に関しては、合併事由につながる取引の実行の確実な意思の最初の公表日（その後の修正の有無にかかわらず。）をいう。

公開買付に関しては、公開買付につながる、必要な数の議決権付き株式の購入又はその他の方法による取得の確実な意思の最初の公表日（その後の修正の有無にかかわらず。）をいう。

国有化に関しては、国有化につながる国有化の最初の公表日（その後の修正の有無にかかわらず。）をいう。

支払不能に関しては、支払不能につながる手続の開始の申立、申立の実施又は決議があったこと（又はあらゆる法域におけるこれらに類する手続）の最初の公表日をいう。

上場廃止に関しては、償還対象株式が上場廃止の定義に記載された方法に従い上場、取引又は値付けをされなくなることの本取引所による最初の公表日をいう。

いずれかの特別事由に関しては、当該特別事由の発表が関連する本取引所の通常取引セッションの実際の終了時間後に行われた場合には、時間外取引その他のいかなる通常取引セッション時間外の取引等を考慮することなく、公表日は翌予定取引所営業日とみなされる。

「交付株式数」とは、固定株式部分と同数以下である1単元株式数の最大整数倍に相当する、償還対象株式の数をいう。

「国有化」とは、償還対象株式発行会社の償還対象株式全部又は当該償還対象株式発行会社の資産の全部若しくは実質的に全部が国有化、公用徴収又はその他により政府機関、政府当局、政府組織又は政府の代行機関に対し譲渡することが要求されることをいう。

- 「固定株式部分」とは、計算代理人が最終評価日に下記計算式に従って計算する償還対象株式の株式数をいう。
- $$\text{額面金額} \div \text{行使価格}$$
- 「最終評価日」とは、最終の評価日をいう。
- 「市場混乱事由」とは、償還対象株式について、予定取引所営業日において、取引障害又は取引所障害で、いずれの場合においても発行会社が重大であると判断するものが、評価時刻又は早期終了に終了する1時間の間に発生若しくは存在していること又は早期終了が発生若しくは存在していることをいう。
- 「支払不能」とは、償還対象株式発行会社の任意若しくは強制的な整理、清算、解散、破産、若しくは支払不能又は償還対象株式発行会社に影響を与えるこれらに類する手続により、償還対象株式全部につき管財人、清算人若しくはこれに類するその他の公務員に対する譲渡が強制され、又は償還対象株式の保有者が譲渡を法律上禁じられることをいう。
- 「支払不能の届出」とは、償還対象株式について、償還対象株式発行会社が、破産、若しくは支払不能に関する法律若しくは債権者の権利に影響を与えるその他の同様の法律に基づき、支払不能若しくは破産の決定その他の救済を求める手続の開始を申し立てたこと、若しくは償還対象株式発行会社が設立若しくは組織された地域若しくはその本社若しくは本店の管轄地に所在し、償還対象株式発行会社に対する倒産、会社更生若しくは規制に関して主たる管轄権を有する規制当局者、監督者若しくは同様の公務員によって、これらが申し立てられたこと、若しくは償還対象株式発行会社がこれらに同意したこと、又は償還対象株式発行会社自ら若しくはかかる規制当局者、監督者若しくは同様の公務員によって、解散若しくは清算の申立がなされたこと、若しくは償還対象株式発行会社がかかる申立に同意したと、発行会社が決定した場合をいう。但し、これらの救済手続の開始の申立又は解散等の申立を債権者が行った場合で、償還対象株式発行会社が同意していないものを除く。
- 「JASDEC営業日」とは、JASDECが決済指示の受領及び実行のために営業している日(又は受渡混乱事由の定義の に定める事由の発生がなければ営業していたであろう日)をいう。
- 「修正翌営業日調整」とは、利払日が営業日でない場合に当該利払日を翌営業日に延期し、延期によって翌月にずれ込むこととなる場合には、直前の営業日に繰り上げる調整方法をいう。
- 「障害日」とは、償還対象株式について、本取引所が通常取引セッションの間取引を行うことができない予定取引所営業日、通常取引セッションの間に関連取引所が取引を行うことができない予定取引所営業日、又は市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。

- 「償還対象株式」とは、 償還対象株式発行会社（三菱重工業株式会社）の普通株式をいう。但し、本社債の条件に従って調整又は置き換えられるものとする。
- 「償還対象株式発行会社」とは、 三菱重工業株式会社をいう。但し、本社債の条件に従い調整又は置き換えられるものとする。
- 「上場廃止」とは、 償還対象株式について、該当する本取引所が、償還対象株式が当該本取引所において（合併事由又は公開買付以外の）何らかの理由により上場、取引又は値付されず（又は将来的にされなくなり）、当該本取引所が所在する国（取引所が欧州連合内にある場合、他の欧州連合加盟国）の取引所又は相場システムにおいて、直ちに上場、取引又は値付が行われない旨を当該本取引所の規則に従って発表することをいう。
- 「潜在的調整事由」とは、 以下のいずれかの事由をいう。
- 償還対象株式の分割（subdivision）、併合（consolidation）若しくは種類変更（reclassification）（但し、合併事由に至るものを除く。）、又は償還対象株式の既存株主に対するボーナスによる無償発行若しくは無償交付、資本組入れ発行若しくはその他の類似の発行。
- 償還対象株式の既存株主に対する（a）償還対象株式、（b）償還対象株式を所有する者に対する支払と同順位若しくは当該支払に比例して、償還対象株式発行会社の配当及び／若しくは残余財産の支払を受ける権利を付与するその他の株式若しくは有価証券、（c）会社分割その他同様の取引により償還対象株式発行会社が取得若しくは所有する（直接的か間接的かを問わない。）他の発行者の株式若しくはその他の有価証券、又は（d）その他の有価証券、権利若しくはワラント若しくはその他の資産の分配、発行若しくは配当であって、いずれの場合においてもそれらの対価（金銭かどうかを問わない。）が発行会社の決定する実勢の市場価格を下回る場合。
- 特別配当の宣言又は支払。
- 全額払込のなされていない償還対象株式に関する償還対象株式発行会社による払込催告。
- その原資が利益又は資本からによるか、及び買戻しの対価が金銭、有価証券その他であるかを問わない、償還対象株式発行会社又はその子会社による償還対象株式の買戻し。
- 償還対象株式発行会社につき、一定の事由の発生時に、優先株式、ワラント、債務証書若しくは株式受領権を発行会社が決定した市場価値を下回る価格で分配することを定めた、敵対的買収に対抗するための株主ライツプラン若しくは取決めに基つき、何らかの株主権が分配されるか、又は償還対象株式発行会社の普通株式若しくはその他の資本株式から何らかの株主権が分離されることとなる事由。但し、当該事由の結果行われた調整は、当該権利の償還時に再調整されるものとする。
- 償還対象株式の理論価値を希薄化又は凝縮化する効果を有する可能性があるその他の事由。
- 「早期終了」とは、 償還対象株式について、いずれかの本取引所又は関連取引所が、その取引所営業日の予定終了時刻前に取引を終了することをいう。但し、本取引所又は関連取引所が、当該取引所営業日における本取引所又は関連取引所の通常取引セッション

ンにおける実際の終了時刻、と 当該取引所営業日の評価時刻における取引執行のために本取引所又は関連取引所のシステムに入力されるべき注文の提出締め切り時刻のいずれか早い時間から少なくとも1時間前までに、当該早期終了時刻の発表をした場合を除く。

- 「早期償還判定価格」とは、 当初価格の105.00%に相当する日本円の金額をいう(0.1円単位とし、0.1円未満を四捨五入する。)。
- 「早期償還判定日」とは、 各評価日をいう(最終評価日を除く。)。
- 「単元株式数」とは、 すべての日付における償還対象株式に関して、適用のある決済システム及び償還対象株式発行会社の定款に従って取引可能な、償還対象株式の最小株式数をいう(なお、発行日における単元株式数は1,000株である。)。
- 「追加的混乱事由」とは、 法の変更、支払不能の届出、ヘッジ障害、及びヘッジ費用の増加をいう。
- 「当初価格」とは、 計算代理人が誠実にその単独かつ完全な裁量によって、商業的に合理的な方法に基づき決定する、当初価格決定日の本取引所における償還対象株式の出来高加重平均価格(VWAP)をいう。
- 「当初価格決定日」とは、 2015年3月31日をいう。計算代理人が当該日が障害日であると判断した場合、当初価格決定日は、発行会社が障害日ではないと判断する翌予定取引所営業日とする。但し、予定されていた当初価格決定日に続く予定取引所営業日が、2予定取引所営業日連続してすべて障害日であると発行会社が判断する場合はこの限りではない。その場合、当該日が障害日であるにもかかわらず、最後の予定取引所営業日が当初価格決定日とみなされ、発行会社は、誠意をもって当初価格を決定する。
- 「特別気配」とは、 相場価格がない場合、又は1つの市場注文を執行するために必要な値幅が制限値幅を上回る場合に、公表される本取引所が定める気配値段をいう。
- 「特別事由」とは、 償還対象株式に関する、合併事由、公開買付、国有化、上場廃止又は支払不能をいう。
- 「特別配当」とは、 償還対象株式について、発行会社が特別配当と定めた配当又はその一部をいう。
- 「取引障害」とは、 償還対象株式について、 当該本取引所又は関連取引所その他が許容する制限を超える株価変動を理由とするか否かを問わず、本取引所又は関連取引所その他における、又は 償還対象株式に関連する先物若しくはオプション契約に関する取引の停止若しくは当該取引に課せられた制限をいう。
- 「取引所営業日」とは、 本取引所及び各関連取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引所営業日をいい、本取引所及び各関連取引所における取引が予定終了時刻よりも早く終了する日を含む。

- 「取引所障害」とは、償還対象株式について、市場参加者が全般的に 本取引所における償還対象株式の取引を実行し、若しくはその時価を取得する、又は 関連する関連取引所における償還対象株式に関する先物若しくはオプションの取引を実行し、若しくはその時価を取得する機能を失い、又は毀損すると発行会社が決定する事由(但し、早期終了を除く。)をいう。
- 「取引日」とは、2015年3月24日をいう。
- 「ロックイン価格」とは、当初価格の80%に相当する日本円の金額をいう(0.1円単位とし、0.1円未満を四捨五入する。)。
- 「ロックイン参照価格」とは、償還対象株式について、計算代理人が決定した終値をいう。本定義においては特別気配を考慮するものとする。
- 「ロックイン事由」とは、計算代理人が誠実にその単独かつ完全な裁量によって、商業的に合理的な方法に基づき、観察期間中のいずれかの観察日において、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか、又はそれを下回ったと判断した場合、発生したものとみなされる。
- 「評価価格」とは、最終評価日の終値をいう。
- 「評価時刻」とは、償還対象株式について、当該償還対象株式に関する当該本取引所の予定終了時刻をいう。当該取引所が予定終了時刻より早く終了する場合で、当該評価時刻が通常取引セッションの実際の終了時刻より後の時刻である場合には、評価時刻は、実際の終了時刻とする。
- 「評価日」とは、各利払日の5 予定取引所営業日前の日をいう。計算代理人が、当該日が障害日である判断した場合、評価日は、発行会社が障害日でないとして判断した翌予定取引所営業日とする。但し、予定されていた評価日に続く予定取引所営業日が、2 予定取引所営業日連続してすべて障害日であると発行会社が判断する場合はこの限りではない。その場合、当該日が障害日であるにもかかわらず、最後の予定取引所営業日が評価日とみなされ、発行会社は、誠意をもって終値を決定する。疑義を避けるために付言すると、上記のとおり決定された日とその直後の利払日の間の予定取引所営業日の日数が事後的に変わった場合でも、評価日の調整は行わないものとする。
- 「ヘッジ契約」とは、発行会社(及び/又はその関連会社)が、本社債について随時締結するヘッジ取引を意味し、証券、オプション又は当該証券の先物、当該証券の預託証券、及び関連する外国為替取引の購入及び/又は売却を含むが、これらに限らない。
- 「ヘッジ障害」とは、発行会社及び/又はそのいずれかの関連会社が、商業的に合理的な努力を尽くしたにもかかわらず、本社債に関する義務を引受けかつ履行する発行会社の株価変動リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、構築、再構築、差替え、維持、解約若しくは処分を行うことができない場

合、又はかかる取引若しくは資産からの取得資金を実現、回収若しくは送金をすることができない事態をいう。

「ヘッジ費用の増加」とは、発行会社及び/又はそのいずれかの関連会社が 本社債に関する義務を引受けかつ履行する発行会社の株価変動リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、構築、再構築、差替え、維持、解約若しくは処分を行うため、又はかかる取引若しくは資産からの取得資金を実現、回収若しくは送金するために負担する税金、公租公課、費用若しくは手数料(仲介委託手数料を除く。)の金額が(本社債の取引日において存在する状況と比較して)著しく増加することになる場合をいう。但し、発行会社及び/又はそのいずれかの関連会社の信用力の悪化のみを原因として生じた著しい費用の増加は、ヘッジ費用の増加とはみなされない。

「ヘッジ・ポジション」とは、本社債に関する義務を引受けかつ履行するリスクを個別又はポートフォリオ・ベースでヘッジするために、証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、貸株取引、又はその他の契約若しくは取引(名称を問わない)のいずれか一つ又は複数、発行会社及び/又はその関連会社が購入、売却、締結若しくは維持することをいう。

「法の変更」とは、関連する本社債の取引日以後、適用される法律(税法を含むがこれに限定されない。)、規則、規制若しくは命令、その他規制当局若しくは税務当局の規制、規則若しくは命令、又はあらゆる取引所の規制、規則若しくは手続(以下「適用規則等」という。)の採択若しくは変更、又は正当な管轄権を有する裁判所、裁定機関、若しくは規制当局により適用される法律若しくは規則(税務当局が講じたあらゆる措置を含む。)の解釈の公表若しくは解釈の変更により、発行会社が(A)発行会社、その関連会社若しくはヘッジ契約に関するあらゆる当事者が、ヘッジ・ポジションを保有、取得、若しくは処分することが違法である若しくは違法になる若しくは適用規則等に違反している若しくは違反することになると判断した場合、又は(B)本社債に関する義務を履行する上で負担する費用が著しく増加する(租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少若しくはその他の当該会社の課税状況に対する不利な影響がある場合を含むが、これらに限らない。)と判断した場合、若しくは準備金、特別な保証金、保険額に関する何らかの要請若しくはその他の要請が発生すると判断した場合をいう。

「本取引所」とは、償還対象株式について、東京証券取引所、若しくは発行会社が(誠意をもって、かつ商業的に合理的な方法により)選択し、本社債権者に対し本要項に従い通知した当該償還対象株式の取引若しくは相場付けが行われるその他の取引所若しくは相場システム又はこれらの譲受人又は承継取引所をいう。

「予定外期限前償還額」とは、計算代理人がその内部モデル及び算出方法を用いて計算し、とりわけ以下のないし以下の要素に基づいて決定される、償還の直前の本社債の価額に相当する円金額(ゼロを上回る場合も、ゼロになる場合もある。)をいう。

本社債の満期までの残存期間

銀行間の貸付金利

発行会社(又はその関係会社)が現金の借入れの際に適用を受ける金利

本社債が一つ又は複数の原資産にリンクされている場合、かかる原資産の価額、予想される将来のパフォーマンス及び/又はボラティリティ、並びに、発行会社が関係すると考えるその他の情報(かかる償還の原因となった事由を生じさせた状況を含むが、これに限らない。)

なお、以下の(A)及び(B)が適用される。

(A) 予定外期限前償還額は、かかる本社債についてヘッジのための取決めを解消、設定、再設定及び/又は調整した結果として発行会社及び/又はその関係会社が負担したか又は負担することとなる関連損失、経費又は費用(誠実かつ商業的に合理的な方法を用いて発行会社はその裁量により決定した金額とする。)を考慮して調整される。

(B) 本要項第7項に従った償還の場合、予定外期限前償還額の計算は、債務不履行事由(以下に定義する。)の直前の発行会社の財務状態は考慮しない(疑義を避けるために付言すると、当該金額を計算する際、発行会社は本社債に基づく自らの債務を完全に履行する能力があるものとみなされる。)

「予定終了時刻」とは、

本取引所又は関連取引所及び予定取引所営業日について、当該予定取引所営業日における当該本取引所又は関連取引所の平日の予定された終了時刻をいう。時間外又はその他の通常取引セッション取引時間外の取引は考慮しない。

「予定取引所営業日」とは、

本取引所及び各関連取引所がそれぞれその通常取引セッションのために取引を行う予定の日をいう。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

目論見書の表紙には、発行会社の名称及びロゴ、本社債の名称並びに売出人の名称を記載する。

目論見書の表紙裏には、以下の文言を記載する。

「本社債の利息及び償還金の支払は発行会社の義務となっております。したがって、発行会社の財務状況の悪化等により発行会社が本社債の利息又は償還金を支払わず、又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがあります。」

「本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含む。以下「合衆国証券法」といいます。）に基づいて登録されておらず、かつ今後も登録されず、合衆国証券法による登録免除の適用を受ける一定の取引以外の場合には、合衆国において、又は合衆国人に対して、その計算で又はその利益のために、これを募集し又は売付けることはできません。ここでの用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSに定める意味を有します（下記はその英文です。）。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the "Securities Act") and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons, except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.」

「この特記事項の直後に挿入される「仕組債の取引に係るご注意」、本社債に関する契約締結前交付書面、「本社債の想定損失額について」及び「無登録格付に関する説明書」は、本社債の売出人である今村証券株式会社のみ責任において作成されたものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。発行体はこれらの書類につき一切責任を負いません。」

また、目論見書の表紙裏の特記事項の直後に、「仕組債の取引に係るご注意」、本社債に関する契約締結前交付書面、「本社債の想定損失額について」及び「無登録格付に関する説明書」が挿入される。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（平成25年度）（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）
平成26年6月30日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書及びその添付書類
事業年度（平成26年度中）（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）
平成26年9月26日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当事項なし

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1記載の有価証券報告書の訂正報告書）を平成26年11月26日に関東財務局長に提出
訂正報告書（上記2記載の半期報告書の訂正報告書）を平成26年11月26日に関東財務局長に提出
訂正報告書（上記1記載の有価証券報告書の訂正報告書）を平成26年12月4日に関東財務局長に提出
訂正報告書（上記2記載の半期報告書の訂正報告書）を平成26年12月4日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

該当事項なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

三菱重工業株式会社の情報

1. 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 対象株式発行会社の名称及び住所

三菱重工業株式会社

東京都港区港南二丁目16番5号

(2) 理由

三菱重工業株式会社は償還対象株式発行会社であり、本社債は、前記「第一部 証券情報 - 第2 売出要項 - 2 売出しの条件 - 社債の要項の概要 - 4. 償還及び買入 - 4.1. 満期償還」記載の条件に従い、ノックイン事由が発生した場合には、各本社債は交付株式数の償還対象株式の交付及び現金調整額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関してノックイン事由の発生及び満期償還日前に償還されるか否かは、償還対象株式の価格に基づいて決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、本社債の発行会社、売出人、その他の本社債の発行に係る関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の株式の内容

| | |
|---------------------------------|---|
| 種類： | 普通株式 |
| 発行済株式数（平成27年2月6日現在）： | 3,373,647,813株 |
| 上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名： | 東京証券取引所 名古屋証券取引所 福岡証券取引所 札幌証券取引所 |
| 内容： | 単元株式数は1,000株 |

2. 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 平成25年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

平成26年6月26日 関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（平成26年度第3四半期）（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）

平成27年2月6日 関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

上記イ.の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成26年6月30日に関東財務局長に提出

上記イ.の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づく臨時報告書を平成26年7月31日に関東財務局長に提出

上記イ.の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号に基づく臨時報告書を平成26年11月5日に関東財務局長に提出

二.訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

| 名 称 | 所 在 地 |
|----------------|---------------------|
| 三菱重工業株式会社 本店 | 東京都港区港南二丁目16番5号 |
| 株式会社東京証券取引所 | 東京都中央区日本橋兜町2番1号 |
| 株式会社名古屋証券取引所 | 愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号 |
| 証券会員制法人福岡証券取引所 | 福岡市中央区天神二丁目14番2号 |
| 証券会員制法人札幌証券取引所 | 札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1 |

第3【指数等の情報】

該当事項なし

第五部【特別情報】

該当事項なし